

小商工発第113号
令和3年1月20日

神奈川県知事
黒岩 祐治 様

小田原箱根商工会議所
会頭 鈴木 悌介

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、商工会議所活動に格別なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2回目の緊急事態宣言が発出され、地域の暮らしと経済に多大な影響が生じております。地域の暮らしを支える地域経済の担い手として、私ども地域の商工業者は、国、県の要請に応じた感染症対策を万全にとりつつ、経済活動を続けていく責務があると任じております。

神奈川県におかれましては、昨年も限られた予算の中から、制度融資の創設や感染症拡大防止協力金、感染症対策事業費補助金など、さまざまな施策を展開していただき、感謝申し上げます。

目まぐるしく変わる事業環境を乗り越え事業を継続するために、これまで以上のご支援を賜りたく、ここに次の通り要望いたします。

敬 具

記

1. 持続的な経営のための資金繰り対策について

1) 融資制度の拡充について

資金繰りに窮する事業者を支援するために、神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金について貸付期間・融資限度額等の拡充について要望いたします。

2) 神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金の条件変更について

本制度を利用した事業者のうち、据置期間が終了し業績が回復せず据置期間の延長の契約変更を行った場合に、条件変更となり今後の融資審査に影響が生じるとともに、実質無利子の恩恵を受けることができないと認識しております。また、融資期間を延長した場合も同様であり、かつ延長分の保証料が新たに発生いたします。つきましては、事業者が据置期間並びに融資期間延長を希望した場合に、不利な条件にならないよう弾力的な運用を頂くよう要望いたします。

3) 次年度以降の融資制度について

次年度以降の新型コロナウイルスに対応する融資制度について、政府の経済対策によると実質無利子融資は民間が2021年3月末、政府系金融機関等が2021年上半期までを予定しており、その後の資金繰りが厳しい事業者が顕在化する可能性があります。この事業者を支援するために、実質無利子融資終了後に急激に事業者の資金繰りが悪化することを防ぐことを目的とした、県独自の制度融資の創設や利子補給制度を整えていただくよう要望いたします。

2. コロナ禍に対応する経営基盤の強化について

1) 感染症対策事業費補助金について

今年度、県が創設した再起促進事業費補助金・感染症対策事業費補助金を申請して採択された事業者は多数に上ります。引き続きコロナ禍、また収束後の事業を継続可能とするため、同様の補助金を検討いただくとともに、より活用しやすいよう下記の事項を新たに加えていただくよう要望いたします。

- ・同業者の廃業に伴い、新たな受注に対応し地域のサプライチェーンを持続するための新規設備の導入・既存設備の増強
- ・感染拡大防止策の対象経費の拡充（空気清浄機・テレワークに要する費用等）

- 2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）の拡充について
緊急事態宣言の発令を受けて、飲食店については同協力金が給付され、また飲食店への納め業者や売上減少が著しい事業者は国が一時金を給付することが発表されています。ただ、緊急事態宣言の発令と同時に GOTO トラベル事業等の停止も継続され、観光関連事業者も厳しい状況となっております。つきましては、観光関連等に関わる事業者へも同協力金を給付いただけるよう拡充を要望いたします。
- 3) 雇用調整助成金の特例措置に係る期間延長について
雇用調整助成金の特例措置は令和3年2月28日までとなっております。再延長に関しては1月8日の厚労大臣の記者会見において2月の雇用状況の分析を踏まえるとの発言がありますが、事業者の経営が厳しい状況は続いておりますので、国に対して再延長の働きかけを要望いたします。
- 4) テレワークを導入する企業に対する支援について
ア) 緊急事態宣言発出に伴い、事業者は従業員間の感染拡大防止を避けるためにテレワーク導入の検討を進めておりますが、新たにパソコン等のデジタル機器の導入費用の負担が大きいため躊躇する事業者が散見されます。県においても、現在テレワーク導入送信事業費（第2次）を補助いただいておりますが、全県で先着250社程度と枠が限られており、同補助金を必要とする事業者に十分に補助が行き渡らない可能性があります。ついでには、感染拡大防止と生産性向上の観点から、第2次実施分で予算の範囲を超えて申請があった場合、早急に追加の予算措置をいただくよう要望いたします。
- イ) 昨今、月額型のネットワークサービスやクラウド型サービスが主流となっている中、これらに対する補助制度の多くは初期投資や短期間の補助に限定され、その後の費用負担がテレワーク導入を阻む要因の一つとなっています。事業者が最後の一步を踏み出すための支援として、複数年の月額料金も補助対象経費に加えていただく補助制度を要望いたします。

5) E C販売に取り組む事業者への支援について

緊急事態宣言下において、不要不急の移動が制限され実店舗での購買は停滞します。そのような中、事業者は新たにE C販売に取り組んでおりますが、自社ホームページのみの販売では検索されずに売上につながりづらくなっています。これを解消するために閲覧数も多く即効性がある大手E Cサイトへ登録し、相乗効果を得ることが有効と考えられますが、登録による費用負担が大きいため出店をためらっている事業者もおります。これを後押しするために、出店料・月額費用に対する支援について検討いただきますよう要望いたします。

7) 事業所消毒補助金について

事業所内において新型コロナウイルス感染者が発生した際に、保健所からの指導・助言に基づき建物内の消毒作業が必要となった場合に、事業所内の感染拡大防止と事業活動の継続を図る観点から、作業費用の補助の創設について要望いたします。

8) 行政が計画する事業の前倒し発注について

各事業者が売上低迷に陥っている中、行政が発注する案件について、前倒しいただくよう要望いたします。なお、発注にあたっては地元業者で対応可能な案件は、緊急事態下の措置として地元業者に限定して発注いただくよう併せて要望いたします。

3. 新型コロナウイルス感染症の感染予防と治療について

1) ワクチン接種等の迅速な対応について

新型コロナウイルス感染拡大を阻止する上での有効な手段は、ワクチン接種と新薬投与だと考えます。県においても、国と連携しつつ体制整備や周知徹底に尽力されているかと思いますが、新型コロナウイルスのワクチン並びに新薬の開発状況や県民への接種・投与までのスケジュールが判明次第、速やかにお示しいただけるよう国へ働きかけをお願いしたい。併せて、県民が安心して接種・服用できるよう、不安払しょくのための周知徹底を要望いたします。

4. 緊急事態宣言解除後の消費喚起施策の実施について

1) 「地元神奈川再発見」推進事業について

同事業の実施にあたっては、国が実施する GOTO トラベル事業後に想定される急激な観光需要の落ち込みを考慮し、当地域の観光需要に乱高下をもたらすことが無いようソフトランディングを意識した実施期間の設定について要望いたします。

2) 県内消費喚起対策事業費（キャッシュレス決済時の20%還元）について

同事業は新型コロナウイルスの影響により、既に繰越明許費として翌年度に繰り越しされております。需要は一時的に国や行政の様々な支援策により喚起されておりましたが、緊急事態宣言の発令や GOTO キャンペーンの停止等により減退しています。同事業の実施においては、国の消費喚起策と重複し効果が薄れることが無いよう、実施期間の設定を考えていただくよう要望をいたします。